

処分の公表

令和6年1月26日に開催された理事会において、下記の会員について会則第23条第1項第1号の処分が決定されましたので、会則施行規則第23条により公表いたします。

被処分者 川又友彰（新宿支部）

処分年月日 令和6年1月26日（理事会決議日）

処分内容 訓告
（東京都行政書士会会則第23条第1項第1号）

処分理由 （違反している規則、会則）
一 行政書士法第8条第2項（事務所）
二 東京都行政書士会会則第28条の2（領収証）

被処分者は、実際には偽名を使つての業務、2箇所事務所での業務はしていなかったが、依頼者に誤解を与える可能性があった。その問題点を指摘された後、速やかに指導に従い、HP上の記載を登録内容と一致させている。さらに聴聞時に約束した事項も速やかに履行し、一貫して誠実な対応をしている。

領収証の疑義について、必須情報の記載はなされているが、会則等に規定された様式での発行はされていない。

本人確認については不十分であったことを認め、国家資格者として遵守しなければならない規程等を理解しないまま業務を行い、自覚が足りず、不勉強で申し訳なかったと深く反省し、改善を約束している。

以上の理由から上記の処分を科す。